

# 委託契約・請負契約 かんたん解説ガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 委託契約・請負契約かんたん解説ガイド

## Ⅰ 請負と準委任の決定的な違い

最大の違いは「仕事の完成を約束するかどうか」です。

項目	請負契約	準委任契約（履行割合型）
目的	「仕事の完成」が目的	「業務の遂行」自体が目的
報酬の対価	完成した成果物に対して支払う	働いた事務処理（労働力）に対して支払う
責任	契約不適合責任（旧：瑕疵担保責任）を負う	善管注意義務（プロとしての注意義務）を負う
解除	仕事が完成するまでなら、損害を賠償して解除可能	原則としていつでも解除可能（不利な時期の解除は損害賠償が必要）
具体例	システム開発、HP制作、建設工事	コンサルティング、事務代行、システム保守

## Ⅱ 最新民法で注意すべき「成果完成型」の準委任

民法改正により、準委任契約にも「成果完成型」という区分が明文化されました。これは「成果物が出たら報酬を払う」という請負に近い形態です。請負が「完成」を義務付けるのに対し、準委任は「善管注意義務」が基本となります。しかし、成果完結型の場合、成果物が契約内容と適合しない（不備がある）場合には、準委任であっても修補請求や報酬減額、損害賠償といった「契約不適合責任」に準じた責任を負う可能性が高いことに注意が必要です。契約書作成時は、どちらのタイプ（履行割合型か成果完結型）かを明確にし、責任の範囲を具体的に定める必要があります。

# 委託契約・請負契約かんたん解説ガイド

## 収入印紙における違い

契約書のコストにも影響します。

- ・請負契約書：第2号文書として課税対象です（契約金額1万円以上の場合）。
- ・準委任契約書：原則として非課税です。ただし、契約の当事者が営業者であって、契約期間が3ヶ月を超え、かつ更新の定めがある場合などは「第7号文書（継続的取引の基本契約書）」として一律4,000円の印紙が必要になることがあります。

※電子契約（PDF等）で締結すれば、請負・準委任にかかわらず印紙は不要です。

## 2024年11月施行 フリーランス新法の影響

個人事業主（フリーランス）に業務委託をする場合、請負か準委任かに関わらず「フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）」が適用されます。

発注者は、業務内容や報酬額、支払期日（原則60日以内）などの取引条件を、書面またはメール等で直ちに明示する義務があります。口約束での発注は法令違反となるため注意が必要です。